令和7年度第7回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和7年7月8日

担当部・課:保健福祉部介護福祉課[内線2434]

### ① 件 名

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の見直しについて

## ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

介護保険サービスを利用する際、利用者は介護保険サービス費用の原則1割を負担するほか、介護老人福祉施設に入所した際には食費及び居住費を負担するため、年金が主な収入となる高齢者にとって経済的負担が大きい。

平成13年度より、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、県へ申し出た社会福祉法人が運営する施設等において利用者負担の軽減を実施しており、市町村では利用者の申請に基づく軽減対象者の認定及び事業者への補助を実施している。

軽減対象者の認定においては、前年における公的年金等の収入金額により利用者の所得区分を分類し、軽減対象となる利用者負担の範囲(介護保険サービス費、施設利用時の食費及び居住費)を設定している。

令和6年の老齢基礎年金支給額の改定を踏まえ、令和7年6月に健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、利用者の所得区分に係る基準額が引き上げられた。

### 【目的】

政令等の改正に基づき、社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の一部を見直したもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

介護保険法(平成9年法律第123号)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年告示第90号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

3 高齢者の生活支援を推進する

石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

基本方針5 支え合いと連携の充実

第2節 介護家族者への支援の充実

3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

### ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和7年6月 ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布 (施行年月日:令和7年8 月1日)

> ・社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担 額軽減制度事業実施要綱の一部改正(施行年月日:令和7年8月1日)

### ⑤ 主な内容

## 【利用者の所得区分と軽減対象となる費用】

	利用者の所得区分		赵洪为岳 (亦再 ta l )
	改正後	現行	軽減対象(変更なし)
	生活保護受給者	生活保護受給者	居住費の全額 ※食費及び介護保険サービス費は生活 保護費として支給。
公的年金等収入	80万9千円以下	80万円以下	食費・居住費の1/4 ※介護保険サービス費は、利用者負担 の月額上限により負担軽減されるた め、本制度による軽減対象外。
	80万9千円超 120万円以下	80万円超 120万円以下	食費・居住費・ 介護保険サービス費の1/4
	120万円超	120万円超	

- ※公的年金等収入=課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額
- ※令和6年1月から12月までにおける老齢基礎年金の満額支給額が80万9千円となり、現行の基準額である80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう見直しを行うもの。

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

### 【影響・効果】

基準額の引き上げによる対象者への影響はない。

### 【市財政への負担】

介護保険低所得者利用負担軽減制度事業費補助金 4,931千円(令和7年度当初予算) (財源)介護保険低所得者利用負担軽減制度事業費補助金(県)3/4

※本改正による市財政への影響はなし。

### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他自治体においても同様の改正が行われる。

### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

# 9 その他